

財政健全化法に基づく各種指標をお知らせします

＜平成25年度＞

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全性を示す4つの指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）をお知らせします。

●坂東市健全化判断比率

（単位：％）

指 標	平成24年度	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	12.92	20.00
連結実質赤字比率	－	－	17.92	30.00
実質公債費比率	8.4	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	51.9	57.5	350.0	

●坂東市の資金不足比率

（単位：％）

会 計 名	平成24年度	平成25年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0
公共下水道事業特別会計	－	－	
農業集落排水事業特別会計	－	－	

坂東市の財政状況は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」ともに、「早期健全化基準」を下回っています。なお、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については、実質収支が黒字となるため、「－」表記となっています。水道事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業については、資金不足額がありませんでした。なお、各会計の数値は資金不足とならないため、「－」の表記となっています。

早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」の数値を上回ると、破たんの一步手前の状態とされ、財政健全化計画を作成し、財政再生団体にならないよう厳しい対応が求められます。

財政再生基準とは

健全化判断比率（将来負担比率）のいずれかが「財政再生基準」の数値を上回ると、市債の発行が制限され、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

経営健全化基準とは

経営健全化基準を上回った公営企業会計は、経営健全化計画を作成し、厳しい対応が求められます。

■お問合せ 財政課 岩井臨時庁舎 内線 3272